

# 「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」 に基づく取組状況について

令和3年11月15日  
北海道建設部建設政策局建設管理課

# 公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針（H27改定までの経緯）

- 平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」施行
- 平成17年8月26日 「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（品確法基本方針）」 閣議決定

## 「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」平成19年8月 策定

総合評価落札方式の導入・活用 等を位置づけ

### 【背景】

建設投資の減少や競争の激化などにより建設業の経営を取り巻く環境が悪化  
技能労働者の高齢化や若年入職者の減少など担い手不足 など

- 平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行
- 平成26年9月30日 改正品確法基本方針 閣議決定
- 平成27年1月30日 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）作成

## 取組方針（平成27年12月改定）

**品確法の改正等により、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、その担い手の中長期的な育成・確保の促進といった新たな理念が追加されたこと等を踏まえ、道の取組をより一層進めていくため、本取組方針を見直すもの。**

## I 取組方針の位置づけ及び目的

【位置づけ】公共工事の品質確保及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理に関する道の基本的な取組の方向性を定めるもの

【目的】発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、**国及び市町村等と相互に連携・協力し**、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与

## II 公共工事を取り巻く状況

### 【北海道の社会資本整備を取り巻く状況】

- 広大な面積や厳しい気象条件等の本道の特性
- 人口減少社会への対応
- 厳しい道の財政状況
- 災害リスクの高まり
- 社会インフラの老朽化
- バックアップ機能の強化
- 道の技術職員の減少等



### 【北海道の建設業を取り巻く状況】

- 建設投資額の減少、道内建設業就業者の減少及び高齢化の進行など厳しい経営環境
- 社会資本の維持、災害時における対応、雇用や地域の活性化など重要な役割を担っている



出典：総務省「労働力調査」

半数が50歳以上！



## III 公共工事の品質確保の意義

### 品質確保の意義

- ・就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、建設生産を支える技術・技能の継承が困難、発注者のマンパワー不足など、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念の高まり**
- ・災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、**地域の安全・安心の確保に支障を生じるおそれがあることへの懸念**

こうした状況に対応するため、**将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組を、より一層進めていく必要がある**

## IV 品質確保に向けた取組方針

### ポイント

現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保と其中長期的な担い手の育成・確保を図るため、道が発注者として取り組むべき事項について改めて明確にするとともに、品確法等の改正及び運用指針により、中長期的な技術的能力確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等に関する道の基本的な取組の方向性を追加する。

### IV-1 道が発注者として取り組むべき事項

#### 1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

- (1)担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定
- (2)著しい低価格受注の防止
- (3)計画的な発注及び適切な施工時期
- (4)施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

#### 2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

- (1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査
- (2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等
- (3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
- (4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

#### 3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

- (1)競争入札参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式）
- (2)契約方式の選択
- (3)競争入札参加者の設定方法の選択
- (4)落札者の選定方法の選択
- (5)支払い方法の選択

### IV-2 その他の取組

#### 6 担い手の育成・確保の取組

- (1)技術と経営に優れた企業づくりの推進
- (2)労働環境等の改善の推進
- (3)道の発注体制の強化等

#### 4 工事の監督・検査等の充実・強化

- (1)監督・検査・工事成績評価の適切な実施
- (2)工事成績評価等に関する資料のDB化
- (3)現場の施工体制等の適切な確認
- (4)受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等
- (5)完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

#### 5 設計・調査における品質確保の推進

- (1)発注関係事務の適切な実施等
- (2)業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用
- (3)競争入札参加者の技術的能力の審査
- (4)委託業務の完了確認検査・成績評価の適切な実施

#### 7 市町村への支援

- (1)発注者間の連携強化
- (2)発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

## V 取組の進め方

毎年度、取組状況を取りまとめて北海道建設業審議会に報告し、その意見を踏まえて次年度以降の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（R1.6.14公布・施行）

## 背景・必要性

### 1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化が急務**

### 3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、**生産性の向上が急務**

### 2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても**長時間労働の是正や処遇改善**といった**働き方改革の促進が急務**

### 4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で**重要な役割**

## 法案の概要

### 1. 災害時の緊急対応の充実強化

#### 【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

#### 【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における**発注者の連携**
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

### 2. 働き方改革への対応

#### 【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

#### 【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した**適正な工期の設定**
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、**債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等**
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

### 3. 生産性向上への取組

#### 【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

### 4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について**広く本法律の対象**として位置付け

### 5. その他

#### (1) 発注者の体制整備

- ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【**発注者の責務**】
- ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

#### (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【**基本理念**】

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【**国・特殊法人等・地方公共団体の責務**】

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

## 工事

## 測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等…… 

全国統一指標
--------
- ④ 施工時期の平準化【新】… 

全国統一指標
--------
- ⑤ 適正な工期設定【新】… 

全国統一指標
--------
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等…… 

全国統一指標
--------
- ③ 履行期間の平準化…… 

全国統一指標
--------
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

【新】

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

品確法(R1/6/14)			現行の「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」(概要)	
目的	法第1条	担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	I章	公共工事の品質確保に関する道の発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力し、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
基本理念	法第3条第1項	国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たす	Ⅲ章第2項	発注者が、担い手の中長期的な育成・確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要
	法第3条第2項	価格及び品質が総合的に優れた内容の契約	Ⅲ章第2項(3)	落札者の決定においては価格に加え、品質の向上に係る技術提案などの優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする総合評価落札方式の更なる充実を図る
	法第3条第3項	施工技術の維持向上と技術者の中長期的な育成・確保	Ⅲ章第2項(2)	中長期的な技術的能力の確保に関する審査等の充実
	法第3条第4項	多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択	Ⅲ章第2項(3)	公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約方法の選択等の発注関係事務を適切に実施
	法第3条第5項	公共工事の品質は、適切な技術及び工夫により確保	Ⅳ-1章第3項(2)	民間企業が有する高い技術力を有効に活用する契約方式を選択
	法第3条第6項	適切な維持管理の実施	Ⅲ章第2項	工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、公共工事の目的物の品質を将来にわたって確保
	法第3条第7項	災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮、 <b>災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制整備</b>	Ⅳ-1章第2項(2)	平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結することに加え、 <b>随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、あらかじめ契約予定者を複数選定するほか、少なくとも1年ごとに見直すなど、適切に対応</b>
	法第3条第8項	請負契約の適正化と技術者等の労働環境改善	Ⅲ章第2項(1)	適正な利潤の確保を可能とするため、予定価格を適正に定める 受注者側の効率的な施工体制を確保するため、適切な工期設定、適正な利潤確保に支障とならないような迅速な設計変更手続の取組
	法第3条第9項	入札契約の透明性・公正性の確保、不正行為の排除、ダンピング受注の防止による適正な施工の確保、不適格業者の排除、	Ⅲ章第2項(1) Ⅳ-1章第1項(2)	著しい低価格受注は、防止 不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や著しい低価格受注の防止を図る観点から、全ての工事の入札において、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出義務化
	法第3条第10項	民間事業者の能力を活用	Ⅳ-1章第3項(2)	民間企業が有する高い技術力を有効に活用する契約方式を選択
	法第3条第11項	<b>情報通信技術の活用等を通じて、生産性の向上</b>	Ⅳ-2章第6項(1)	<b>建設施工の生産性向上</b> 、品質確保、安全性向上、熟練労働者不足への対応など、建設施工が直面している諸課題に対応するICT施工技術の普及促進を図るため、 <b>情報化施工技術の活用を推進</b>
	法第3条第12項	技術者能力の資格による評価等による調査設計の品質確保	Ⅲ章第2項(5)	業務内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されることが必要
公共工事に関する調査等(測量、地質調査、設計)を、 上記の基本理念の各規定の対象に追加			Ⅲ章第2項(5)	調査及び設計の品質確保は、公共工事の建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものであることから、 <b>工事と同様に適正な予定価格の設定等発注関係事務の環境整備を進めることが必要</b>

改正品確法の目的や基本理念は、現行の道の取組方針で概ね網羅されている。

# 公共工事の品質確保に関する道の主な取組状況 ①

## 1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

	取組の方向性	これまでの取組状況等	R3年度以降 新規・拡充の取組
(1)担い手が 中長期的に 育成・確保さ れるための 適正な利潤 が確保可能 な予定価格 の設定	・トータルマネジメントシステムなどを活用し、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成	○トータルマネジメントシステム導入 (総合的な進行管理機能 H18.3～) ○工事施工円滑化ガイドライン(H28策定) ・「仮設工の積算における留意事項」を追加(R2)	
	・労務・資材等の取引価格や施工の実態を的確に反映する適切な価格設定 ・積算基準の見直しに即応した積算の実施 ・歩切りは厳に行わない	○適宜、国に準じた労務単価・歩掛・諸経費等の見直し ・一般管理費、現場管理費の率の改定 ・労務単価8年連続前倒し改定(R3.3) ○毎月の資材単価の調査・改定	○R3.10 積算基準改定 ・コンクリートダム工事における共通仮設費・現場管理費見直し ・間接工事費の工種区分の新設(下水道(更生工法工事)工事)
	・不調・不落対策として、見積活用方式等による速やかな契約締結の実施	○不調・不落割合(建設管理部・建築局) ・発注ロッドの拡大等により減少傾向 H29: 10.0%、H30: 7.6%、R1: 5.9%、R2: 3.9% ○見積活用方式の試行(H27～) ○橋梁補修工事での円滑な施工対策(R2) ・一日未満で完成する作業の積算の改定 ・地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」の手続きを簡素化 ○災害復旧工事の円滑な施工対策(H28～) ・現場代理人の兼任件数の緩和 ・フレックス工期 ・復旧JV制度の導入(帯広・室蘭) ・地域要件の拡大 ・下位等級企業が入札参加できる工事価格帯の引き上げ ・総合評価における簡易な施工計画の除外 ・特例拡大による入札期間等の短縮	



# 公共工事設計労務単価の推移

- ・公共工事設計労務単価については、近年の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、8年連続で、年度前に前倒して改定。（改定日：H26.2.3、H27.2.2、H28.2.1、H29.3.1、H30.3.1、H31.3.1、R2.3.1、R3.3.1）
- ・設計資材単価については、市場取引価格や地域の取引実態の調査を行い、毎月、改定。
- ・令和3年度の公共工事設計労務単価は、**新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置**として、**前年度単価を下回る場合は、前年度単価に据え置き。**



R3年度設計労務単価(全職種平均)  
 北海道：25,330円(対前年度+0.6%)  
 全 国：25,356円(対前年度+1.2%)

R3年度の設計労務単価(北海道)は、  
 H24年度比 67.5%増

## 1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

項目	取組の方向性	取組状況等	R3年度以降 新規・拡充の取組
(2)著しい 低価格受 注の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用</li> <li>・予定価格の事後公表</li> <li>・入札金額の内訳書の提出義務化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○低入札価格調査基準価格・最低制限価格の設定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・H21.7より道独自措置を実施、平均落札率上昇</li> <li>・R1.5 基準価格設定範囲の改正 (予定価格の70%～90% → 75%～92%)</li> <li>・平均落札率(発注3部) H29:94.8%, H30:94.8%, R1:94.9%、R2:93.7%</li> </ul> </li> <li>○予定価格の事後公表(H20.12～)</li> <li>○工事内訳書の提出義務化(H27.4～全ての工事に拡大)</li> <li>○総合評価落札方式で施工体制評価を導入(H30.4～)</li> </ul>	
(3)計画的 な発注及 び適切な 施工時期 の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の計画的な発注</li> <li>・適期施工を考慮した早期発注の推進等</li> <li>・余裕工期の活用</li> <li>・各発注者が連携した発注見通しの公表</li> <li>・施工時期の平準化</li> <li>・選択工期制度の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゼロ国債、ゼロ道債の活用(単位:億円) R1設定 ゼロ国:14、ゼロ道:51、補助ゼロ道:56(億)</li> <li>○開発局、道、札幌市が参加した発注見通し統合公表</li> <li>○余裕工期活用工事の拡大(H26～)</li> <li>○フレックス工期制を導入(H29.1月～) H29:1089件、H30:1600件、R1:1,740件</li> <li>○工期算定要領の改定(R2) 除雪にかかる時間と冬期作業効率低下を工期算定に反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゼロ国債、ゼロ道債の活用 R2設定 ゼロ国:-、ゼロ道:51、 補助ゼロ道:56(億)</li> <li>○R3フレックス工期発注状況 (R3.9月末現在) 1,032件</li> </ul>
(4)施工条 件の変化 等に応じた 適切な設 計変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スライド条項の適切な適用</li> <li>・適切な設計変更(工期変更含む)</li> <li>・設計変更の手引き、事例集等の充実、関係職員への周知等を通じた手続きの迅速化・円滑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スライド条項の適切な適用</li> <li>○設計変更確認会議(H28.4～) 対象の拡大(H30) 監督員の経験年数3年以下 → 監督員が技師(30歳程度以下)</li> <li>○工事円滑化会議(R2～)</li> <li>○工事施工円滑化ガイドラインの策定(H28.4)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計変更の手引き(H18)</li> <li>・工事の一時中止ガイドライン(H28)</li> <li>・設計図書の照査ガイドライン(H17)</li> <li>・施工条件明示チェックリストの新規追加</li> <li>・提出書類のガイドライン(H18)</li> </ul> </li> </ul>	

## ■工事円滑化会議

- ・[定義] **工事着手前に、現場条件、施工計画及び工事工程等**について、  
受発注者が一堂に会して情報共有を行い、会議開催する取組み。
- ・[設立背景] 初段階の情報共有による円滑な工事の実現
- ・[対象工事] 設計額 **1億円以上**の請負工事
- ・[開催方法] **受注者の発議**で開催(※三者検討会の内包や、関連工事間での合同開催も可)
- ・[参加者] 【発注者】総括監督員・主任監督員・監督員  
【受注者】現場代理人、主任(監理)技術者、会社役員等  
※専門工事業者(下請会社等)の担当者も参加可

## ●具体的対応●

- <入札前>・設計図書の特記仕様書に対象案件の旨を記載
- <工事着手前>・受注者の発議で会議開催  
(工事円滑化会議チェックリストの活用)  
・会議開催後に協議簿作成



- ・試行中は**アンケートを実施**し、**会議手法の課題を抽出して改善**をはかりながら、将来的に**全工事**を対象とする。

## 2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

項目	取組の方向性	取組状況等	R3年度以降 新規・拡充の取組
(1)競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況、工事成績評定等適切な審査項目の設定、必要に応じて見直す</li> <li>・定期の資格審査等で、社会保険等未加入業者を元請業者から排除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2年に一度定期の資格審査を実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3/4資格審査</li> </ul>                             施工成績点に履行実績を考慮、建設管理部表彰、「北海道働き方改革推進企業認定制度」、BCPの評価を追加                         </li> <li>○社会保険等未加入対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>H27.4元請から排除、H28.4一次下請排除、H30.4二次以下の下請排除</li> </ul> </li> </ul>	
(2)個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行実績や地域要件など適切な設定</li> <li>・地域維持事業における事業協同組合方式の採用</li> <li>・災害協定の締結</li> <li>・災害等の緊急対応における契約予定者の複数選定(年1回見直し)</li> <li>・暴力団等不良不適格業者の排除の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な入札参加要件設定</li> <li>○地域維持事業:大半が事業協同組合方式</li> <li>○災害協定:全ての地方建設業協会と締結済み</li> <li>○緊急対応の契約予定者の複数選定は毎年実施</li> <li>○不良不適格業者の排除の徹底</li> </ul>	
(3)中長期的な技術的能力の確保に関する審査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年技術者・技能労働者等の育成・確保状況や建設機械の保有状況、災害時の施行体制の確保等に関する事項について入札契約手続きの各段階において審査・評価することを更に検討</li> <li>・工事等優秀業者表彰制度、現場技術者の表彰制度の充実、各段階における審査・評価へ反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入札手続きの各段階における審査・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査において採用(H27/28資格審査～)</li> <li>・総合評価:技術者育成・確保の追加(H28)</li> </ul> </li> <li>○表彰制度の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・道建設部表彰(H22から表彰者数拡大)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>H28:71者, H29:70者, H30:71者, R1:71者, R2:72者</li> </ul> </li> <li>・現場技術者表彰(全ての建設管理部で実施)</li> <li>・維持管理・除雪功労者表彰を新設(H27～)</li> <li>・建設管理部工事優良 企業表彰(R2～)</li> </ul> </li> </ul>	
(4)技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式の落札者決定基準等の決定に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各建設管理部の総合評価審査委員会の設置</li> </ul>	